

証券コード 6058
(発送日) 2025年 5月12日
(電子提供措置の開始日) 2025年 5月 7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂四丁目15番1号
株 式 会 社 ベ ク ト ル
代 表 取 締 役 西 江 肇 司
会 長 兼 社 長

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://vectorinc.co.jp/ir/news?yr=2025&tp=4>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6058/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ベクトル」又は「コード」に当社証券コード「6058」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年 5月28日（水曜日）午後 6 時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂四丁目15番1号
赤坂ガーデンシティ18階 当社スタジオ

3. 目的事項 報告事項

- 第33期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第33期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬枠設定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

議決権行使の方法等については、4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・直前3事業年度の財産及び損益の状況
- ・主要な事業内容
- ・主要な事業所
- ・使用人の状況
- ・その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・株式の状況
- ・責任限定契約の内容の概要
- ・役員等賠償責任保険契約に関する事項
- ・社外役員に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・連結株主資本等変動計算書／連結計算書類の連結注記表
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書／計算書類の個別注記表
- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

＜株主様向け事前質問受付のご案内＞

株主様とのコミュニケーション向上のため、事前のご質問等を受け付け、議長の裁量により、本総会中にご回答やご紹介させていただきたく存じます。

全てのご質問等へご回答やご紹介ができない可能性があることを、予めご了承ください。

ご質問をご希望の株主様は、下記のURL又は二次元コードにアクセスいただき、「株主番号」「お名前」「郵便番号」「ご質問」を画面表示に従ってご入力の上、ご送信ください。

【ご質問受付フォーム】 <https://forms.gle/r1NGU1ND7qehbML6A>

【事前質問受付期限】 2025年5月23日（金曜日）午後5時まで



※ご質問はお一人様5問まで、1問につき200文字以内とさせていただきます。



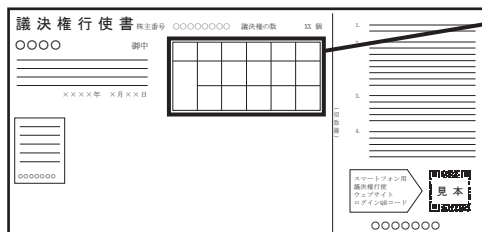
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会に ご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。 日 時 2025年5月29日（木曜日） 午前10時（受付開始：9時30分）	 書面（郵送）で議決権を 行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、ご 返送ください。 行使期限 2025年5月28日（水曜日） 午後6時到着分まで	 インターネット等で議決権 を行使される場合 次ページの案内に従って、議 案の賛否をご入力ください。 行使期限 2025年5月28日（水曜日） 午後6時入力完了分まで
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 33 股

御中

××××× 年 ×月××日

○ ○ ○ ○ ○

〒○○○○○○

1. 議案番号

2. 議案名

3. 賛否

4. 理由

5. 署名

6. 印

スマートフォンで
議決権行使
チェックシート
をダウンロード
見本

0168219
0150223

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

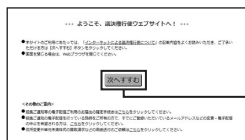
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがP C向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、P C向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

① 当連結会計年度の経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安に伴う物価上昇等の影響があるものの、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続きました。一方で欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や、中国経済の先行き懸念等による海外景気の下振れリスク、通商政策などアメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢等、先行きは十分注意をする必要がある状況が続いております。

当社グループは、戦略PRサービスを起点とした最先端のコミュニケーション手法によりシンプルかつスピーディにモノを広めるという考えを基軸とし、従来の広告予算より低価格でサービスを提供していることに加え、様々な産業セクターへ継続取引を基本としたリテナーサービスを提供しており、特定産業に偏らない収益基盤づくりに努めていることから、景況感の悪化による業績への影響は軽微であり、今後もこの傾向が継続するものと考えております。

広告業界においては、株式会社電通が2025年2月に発表した「2024年日本の広告費」によると、2024年（1～12月）の日本の総広告費は7兆6,730億円（前年比4.9%増）と好調な企業収益や消費意欲の活発化、世界的なイベント、インバウンド需要の高まりなどに支えられ、3年連続で過去最高を更新しました。その中でも、インターネット広告費は3兆6,517億円（同9.6%増）と社会のデジタル化を背景に継続して成長し、広告市場全体を牽引しました。

このような市場環境のもと、当社グループは、顧客の「いいモノを世の中に広める」ためのマーケティング戦略をワンストップで総合的にサポートする「FAST COMPANY」として、当社グループが有する既存顧客を中心にサービスを展開しました。また、前期までにM&A等で拡充を図ってきたデジタルマーケティング領域を中心としたサービスの販売を強化いたしました。

また、英国の広告業界向け専門メディア「Provoke Media」による企業業績をもとにした世界のPR会社ランキング「GLOBAL TOP 250 PR AGENCY RANKING2024」において、世界6位に選出され、アジアでは引き続き1位となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は59,254百万円（前年同期比0.1%

増)、営業利益は8,029百万円(前年同期比15.7%増)、経常利益は7,655百万円(前年同期比11.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,195百万円(前年同期比10.5%減)となりました。

セグメント業績は、次のとおりであります。

なお、2024年9月17日に公表いたしました「当社完全子会社間の合併に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社イニシャルを存続会社とし、株式会社Starbankおよび株式会社INFLUENCER BANKを消滅会社として吸収合併することに伴い、第2四半期連結会計期間より、株式会社INFLUENCER BANKを「ダイレクトマーケティング事業」から「PR・広告事業」に変更して計上しております。以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

・PR・広告事業

PR・広告事業においては、コンサルティングを基本とする戦略PRサービスを起点としながら、タクシーの車内に設置するタブレットを活用したIoTサイネージやSNSなどを活用したデジタルマーケティングを駆使し、顧客に合ったコミュニケーション戦略をワンストップで提供しております。

モノの広め方がよりデジタルに移行し、当社の掲げる「FAST COMPANY」という戦略に時代が適合してきたことに加え、前期に積極的に行ったデジタルマーケティング領域のM&A等によりサービスの拡充を図り、これまで以上に顧客のコミュニケーション戦略を総合的にサポートできる体制を構築できました。当連結会計年度においては、2023年10月に実施した子会社の株式譲渡による影響や、他社商材の売上を取り込まない自社完結型のSNS運用などに代表されるオンライン施策の増加等により減収になりましたが、昨年度の一過性の費用計上の反動等で引き続き増益となりました。

以上の結果、PR・広告事業における売上高は32,493百万円(前年同期比6.1%減)、営業利益は3,636百万円(同39.2%増)となりました。

・プレスリリース配信事業

株式会社PR TIMESが手掛けるプレスリリース配信事業においては、プレスリリース配信サイト「PR TIMES」をはじめとした多数のWebサイトにプレスリリースを配信・掲載しており、社会インフラとして多くの企業に活用され、2025年2月には利用企業社数が108,000社を突破し、過去最高の売上高を更新しました。また、期初の計画通り、地方企業による「PR TIMES」の利用促進や新規事業への広告投下を実施しました。

以上の結果、プレスリリース配信事業における売上高は8,003百万円(前年同期比17.1%増)、営業利益は1,877百万円(同7.5%増)となりました。

・ダイレクトマーケティング事業

株式会社ビタブリッドジャパン等が手掛けるダイレクトマーケティング事業においては、第1四半期連結会計期間において他社発の紅麹原料によるサプリメント健康被害問題に端を発した機能性表示食品に対する消費者心理の変化を念頭に、新規顧客獲得効率を踏まえた販促投資の縮小を実施したことで、想定の上増による利益増が確保できずに減益となりました。一方で、第2四半期連結会計期間中盤以降より同問題は解消しており、販促投資を加速した結果、過去最高の売上高となりました。

以上の結果、ダイレクトマーケティング事業における売上高は13,520百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は747百万円（前年同期比35.4%減）となりました。

・HR事業

株式会社あしたのチームにおいては、販売戦略の見直しや営業人員の強化を行いつつ、機能改善を企図した開発等を強化したものの、当連結会計年度中には課題を残す形となりましたが、129百万円の営業利益を計上しました。

動画を活用した採用プラットフォーム「JOBTV」においては、収益基盤の構築に向け、新卒・転職ともに登録者数の増加を図るための広告費や採用プラットフォームの機能改善に向けた開発費を投下しました。また、JOBTVの収益拡大を目的として、2024年3月には採用支援及び採用広告企画事業を展開する株式会社FINDAWAYを連結子会社化したこと等により、前期から赤字幅が134百万円縮小し、55百万円の営業損失となりました。

以上の結果、HR事業における売上高は2,977百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益は74百万円（前年同期比23.3%減）となりました。

・投資事業

投資事業においては、一部の投資先において評価損を計上しましたが、下期に保有株式を一部売却したことにより、過去最高の営業利益を更新しました。

また、出資先に対してPRおよびIRもあわせたサポートを提供しており、その結果として、株式会社ハッチ・ワークが2024年3月26日に東京証券取引所グロース市場へ、株式会社R0XXが2024年9月25日に東京証券取引所グロース市場への上場を果たしました。

以上の結果、投資事業における売上高は2,540百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は1,694百万円（前年同期比27.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,030百万円であります。主要な事業セグメントにおける設備投資の状況は以下のとおりであります。

PR・広告事業においては、本社設備の改装等112百万円、事務機器及び通信機器の新設等132百万円、事業に供するソフトウェアの開発費等125百万円の設備投資を実施いたしました。

プレスリリース配信事業においては、本社設備の改装等50百万円、事務機器及び通信機器の新設等41百万円、事業に供するソフトウェアの開発費等185百万円の設備投資を実施いたしました。

ダイレクトマーケティング事業においては、事務機器及び通信機器の新設等19百万円、事業に供するソフトウェアの開発費等66百万円の設備投資を実施いたしました。

HR事業においては、事業に供するソフトウェアの開発費等280百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として5,985百万円、長期借入金として645百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) アン ティ ル	10 百万円	100.0%	広報・PR業務代行及びコンサルティング
(株) プ ラ チ ナ ム	10 百万円	100.0	広報・PR業務代行及びコンサルティング
(株) イ ニ シ ャ ル	10 百万円	100.0	広報・PR業務代行及びコンサルティング、キャスティング事業、インフルエンサーマッチングプラットフォームの運営
(株) V E C K S	20 百万円	100.0	TV番組、TVC、各種プロモーションビデオ、WEB動画等の企画及び制作サービス
(株) I R R o b o t i c s	34 百万円	82.5	IR DX事業、エデュケーション事業、CxO人材紹介事業
(株) ニューステクノロジー	20 百万円	100.0	タクシーサイネージメディアの運営・配信
(株) ブランドクラウド	100 百万円	70.0	インターネット上のブランドリスクマネジメント事業
(株) イ ベ ッ ク	5 百万円	100.0	PRイベント等のプロモーション関連業務の企画及び運営
パブリックアフェアーズ ジ ャ パ ン (株)	5 百万円	100.0	広報・PR業務代行及びコンサルティング
P e r f o r m a n c e T e c h n o l o g i e s (株)	35 百万円	52.0	パフォーマンスマーケティング事業
(株) K R I K	5 百万円	67.0	危機管理広報業務代行及びコンサルティング
(株) クラウドビューティ	60 百万円	55.0	クラウド型サロンシステムの提供
(株) ロングプレスオンライン ス タ ジ オ	15 百万円	100.0 (13.3)	メディアの運営及び配信事業
(株) ア ミ ー	35 百万円	97.4	フランチャイズマッチングプラットフォーム事業
(株) キ ー ワ ー ド マ ー ケ ティ ン グ	11 百万円	100.0	運用型広告の運用代行
(株) ト ラ イ ハ ッ チ	50 百万円	70.0	店舗に特化したSaaS事業およびデジタルマーケティング事業
O w n e d (株)	3 百万円	66.7	デジタルマーケティング事業
(株) オフショアカンパニー	5 百万円	70.0	システム受託開発、開発コンサルティング、UI/UXデザイン、デジタルマーケティング支援
V e c t o r G r o u p I n t e r n a t i o n a l L i m i t e d .	13 百万 香港ドル	100.0	香港での広報・マーケティング支援サービス及び当社グループの海外事業の統括
維 酷 公 共 関 係 諮 問 (上 海) 有 限 公 司	1 百万 米ドル	100.0	中華人民共和国での広報・PR業務代行及びコンサルティング
Vector Group Ltd.	8 百万 タイ バーツ	49.0 [51.0]	タイ王国での広報・PR業務代行及びコンサルティング
V E C T O R G R O U P C O M P A N Y L I M I T E D	2,131 百万 ベトナム ドン	98.9	ベトナムでの広報・PR業務代行及びコンサルティング

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
PacRim Marketing Group, Inc. (DBA VECTOR USA)	0 百万米ドル	100.0	ハワイでの広報PR業務代行及びコンサルティング
Vectorcom Inc.	823 百万韓国ウォン	96.6	韓国での広報PR業務代行及びコンサルティング
WITH&CO Co.,Ltd	200 百万韓国ウォン	96.6 (96.6)	韓国ブランドの海外EC支援事業およびマーケティング事業
itfluencer Interactive Co.,Ltd	132 百万韓国ウォン	96.6 (96.6)	韓国でのインフルエンサープラットフォームの運営およびキャスティング
Vector Marketing PR Malaysia SDN.BHD	1 百万リンギット	49.0 [51.0]	マレーシアでの広報PR業務代行及びコンサルティング
海南維酷商業管理有限公司	51 百万円	68.9	中国海南島への進出支援コンサルティング
Ninja Digital Innovations Ltd.	0 百万米ドル	69.3 (69.3)	バングラデシュでの生成AI技術に関する研究開発および関連システムその他の開発・保守運用事業
㈱ P R T I M E S	446 百万円	55.4	プレスリリース配信サービス「PR TIMES」の運営
㈱ THE BRIDGE	15 百万円	52.6 (52.6)	Webメディアの運営
㈱ グ ル コ ー ス	12 百万円	55.4 (55.4)	Webサービスの新規開発
㈱ N A V I C U S	0 百万円	38.8 (38.8)	SNSマーケティング支援、SNS広告運用支援、SNS分析ツール代理販売
㈱ ビ タ ブ リ ッ ド ジ ャ パ ン	105 百万円	95.4	健康美容関連商品におけるダイレクトマーケティング事業
㈱ Japan entry	5 百万円	51.0	最先端のグローバルビューティーテック製品の販売
塔酷(上海)营销策划有限公司	60 百万円	51.0	中華人民共和国でのマーケティングコンサル事業
㈱ 100 キャピタル	35 百万円	71.4	投資事業
100キャピタル第1号投資事業有限責任組合	42 百万円	18.1 (2.8)	投資事業
㈱ あし た の チ ー ム	50 百万円	65.3	人事評価制度に関するコンサルティングサービス及びクラウドシステムの販売
ビ ジ コ ネ ッ ト ㈱	30 百万円	70.2	派遣・転職等に関する成果報酬型WEBメディアのウェブマーケティング支援代行
㈱ F I N D A W A Y	4 百万円	70.8	採用マーケティングに関するコンサルティングサービス
㈱ ク リ ニ ッ ク T V	5 百万円	51.0	医療機関に特化した動画型人材マッチングプラットフォームの運営
明日之團股份有限公司	10 百万台湾ドル	65.3 (65.3)	台湾での人事評価制度に関するコンサルティングサービス及びクラウドシステムの販売
Tomorrow's Team Singapore Pte.Ltd	0 百万シンガポールドル	65.3 (65.3)	シンガポール共和国での人事評価制度に関するコンサルティングサービス及びクラウドシステムの販売
明日之団(上海)人力资源管理有限公司	4 百万人民元	65.3 (65.3)	中華人民共和国での人事評価制度に関するコンサルティングサービス及びクラウドシステムの販売

(注) 1. ㈱FINDAWAY及びitfluencer Interactive Co.,Ltdの株式を取得したため、それ

- ぞれ連結の範囲に含めております。
2. ㈱オフショアカンパニー、海南維酷商業管理有限公司、㈱クリニックTV及びNinja Digital Innovations Ltd. を設立したため、連結の範囲に含めております。
 3. メディカルテクノロジーズ㈱及びMasterVisions㈱の株式を売却したことにより連結の範囲から除外しております。
 4. ㈱NewsTVは、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
 5. ㈱Starbank及び㈱INFLUENCER BANKは、㈱イニシャルを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
 6. ㈱PacRim Marketing Groupは、㈱アンティルを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
 7. 明日之團股份有限公司、Tomorrow's Team Singapore Pte. Ltd及び明日之団（上海）人力資源管理有限公司の株式は、㈱あしたのチームを通じての間接保有となっております。
 8. ㈱THE BRIDGE、㈱グルコース及び㈱NAVICUSの株式は、㈱PR TIMESを通じての間接保有となっております。
 9. WITH&CO Co.,Ltd及びitfluencer Interactive Co.,Ltdの株式はVectorcom Inc. を通じての間接保有となっております。
 10. Ninja Digital Innovations Ltd. の株式は㈱ブランドクラウドを通じての間接保有となっております。
 11. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
 12. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、将来にわたってグループの成長を継続させ企業価値の向上を実現するために、以下の課題に積極的に対処して参ります。

① 顧客のマーケティング戦略を総合的にサポートする事業体制の強化

当社グループは、顧客のマーケティング戦略を総合的にサポートするための体制を整え、従来のPRサービスの枠組にとらわれない広範な事業に取り組み成長を実現して参りましたが、将来にわたって当社グループの成長を継続させるためには、従来にも増して目まぐるしく進化を続けるメディア環境やインターネット等の技術の進化にもいち早く対応できるための事業基盤の強化を継続的に進めるとともに、事業の拡大に応じたグループ運営体制の強化を着実に実行していくことが必須であると考えております。

顧客が求めるサービスの拡充を時機を逃さずに継続的に進めるとともに、それらの新しい事業分野を当社グループのサービスラインナップとして効率的に取り込み、顧客に対して最適なパッケージサービスとして提供するために、グループとして運営体制の強化に取り組んで参ります。

② M&Aによる事業領域の拡大および成長の加速

当社グループは、M&Aを積極的に推進することで、既存事業の拡大と付

加価値の向上を図り、顧客のマーケティング戦略を総合的にサポートする事業体制を強化していく方針を掲げております。

M&Aを検討する際には、当社グループ会社とのシナジー、戦略との整合性、デューデリジェンスによる財務・法務上のチャンスやリスクの精査、買収後の統合効果を最大化することを重要視しております。今後も、当社グループ企業とのシナジーに関する検討を十分行うとともに、財務状況とのバランスを考慮しながら、成長を加速させるM&Aを進めて参ります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、会社の永続的な発展のために、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任の明確化を進めております。当社グループは国内のみならず海外においてもグループ会社が増加しており、新しいサービス分野も含めその事業領域を急速に広げながら成長を継続しております。特に最近においては、新しいサービス分野を中心にM&Aや事業譲受なども行いながら積極的に事業体制の強化を進めており、それらの新しい事業リソースを当社グループの経営管理体制に効率的に統合するとともに、その運営においても、新しい事業分野や事業地域で適用される法令やルールを遵守するための体制の整備が重要であると認識しております。

その実現のために、事業規模の拡大に対応した効率的な経営管理体制の整備を進め、法令及び社内諸規程を遵守した業務執行の定着を推進するとともに、内部監査を継続的に実施し、会社業務の適正な運営ならびに財産の保全を図り、さらにその実効性を高めていくための経営効率化に取り組んで参ります。

(4) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	3,803百万円
株式会社SBI新生銀行	1,700百万円
株式会社みずほ銀行	1,024百万円
株式会社日本政策金融公庫	977百万円
株式会社横浜銀行	560百万円
株式会社千葉銀行	469百万円
株式会社三菱UFJ銀行	420百万円
三井住友信託銀行株式会社	358百万円
株式会社東京スター銀行	325百万円
株式会社商工組合中央金庫	250百万円
Industrial Bank of Korea	144百万円
株式会社京都銀行	111百万円
第一勧業信用組合	85百万円
株式会社りそな銀行	70百万円
株式会社東日本銀行	50百万円
Shinhan Bank	32百万円
永和信用金庫	29百万円
The Small Business Administration	23百万円
株式会社滋賀銀行	23百万円
西武信用金庫	6百万円
株式会社きらぼし銀行	5百万円
芝信用金庫	2百万円
Hana Bank	2百万円

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	西 江 肇 司	Vector Group International Limited Director、VECTOR GROUP COMPANY LIMITED代表、(株)ロングプレスオンラインスタジオ代表取締役
取 締 役 副 社 長 グ ル ー プ C O O	長谷川 創	(株)TWOSTONE&Sons取締役
取 締 役 副 社 長	吉 柳 さおり	(株)ブラチナム代表取締役
取 締 役 C F O	後 藤 洋 介	(株)あしたのチーム取締役、(株)100キャピタル代表取締役、(株)ビタブリッドジャパン監査役
取 締 役	西 木 隆	オープングループ(株)取締役
取 締 役	松 田 公 太	ピースリーエンドコー(株)代表取締役、クージュール(株)代表取締役、EGGS 'N THINGS HOLDINGS INTERNATIONAL PTE. LTD. Director
取 締 役	富 村 隆 一	(株)シグマクシス・ホールディングス会長、(株)シグマクシス取締役会長、インフォコム(株)取締役
取 締 役	那 珂 通 雅	ボードウォーク・キャピタル(株)代表取締役社長、(株)アイスタイル取締役、(株)ビジョン取締役、HRクラウド(株)取締役
取 締 役	野 瀬 泰 伸	(株)グラックス・アンド・アソシエイツ顧問
常 勤 監 査 役	森 和 虎	
監 査 役	玄 君 先	港国際法律事務所代表社員、Bホールディングス(株)取締役、(株)RUTILEA監査役
監 査 役	柳 沼 賢 司	ソフトブレーン(株)取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役西木隆氏、松田公太氏、富村隆一氏、那珂通雅氏及び野瀬泰伸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役玄君先氏及び柳沼賢司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役玄君先氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、西木隆氏、松田公太氏、富村隆一氏、那珂通雅氏、野瀬泰伸氏、玄君先氏及び柳沼賢司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社では、取締役の報酬は、株主との価値共有を進めながら企業業績の継続的な成長と企業価値の持続的な向上を図る中長期的なインセンティブとして有効に機能するよう設計するものとし、それらを実現するための優秀な人材の確保と維持を可能とし、各取締役に求められる役割と責任に見合った適正な水準とすることを基本方針としています。

社外取締役を除く取締役の報酬は、その役割と責任に基づく基本報酬（金銭報酬）と、前年度の業績や担当業務に関わる成果等を総合的に勘案して付与される譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）で構成されております。

また、社外取締役については、独立した立場から経営の監視、監督機能を担うことから、基本報酬のみを支給することとしています。

各取締役の報酬を決定するにあたっては、取締役会の一任を受けた代表取締役である西江肇司が決定しておりますが、取締役会は、会社の業績や各取締役の役割と責任、前年度の業務執行状況や当年度の役割期待等の報酬の決定方針に基づいた評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しております。

取締役の報酬は、2022年5月26日開催の第30回定時株主総会において、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の金銭報酬と、さらに社外取締役を除く取締役に対する非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬として、当該取締役に割り当てられる当社の普通株式の総数は年24万株以内、当社普通株式の割当てを受けるために支給される金銭報酬債権は年10億円以内とすることと決議しており、その範囲内で決定いたします。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	331 (24)	331 (24)	— (—)	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	12 (7)	12 (7)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	343 (31)	343 (31)	— (—)	12 (7)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2022年5月26日開催の第30回定時株主総会において、年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年5月26日開催の第30回定時株主総会において、取締役（社外取締役は除きます）に対する非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬として、当該取締役に割り当てられる当社の普通株式の総数を年24万株以内、当社普通株式の割当てを受けるために支給される金銭報酬債権を年10億円以内とすることと決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除きます）の員数は4名です。

2. 監査役の報酬限度額については、2006年6月23日開催の第14回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,346	流 動 負 債	14,265
現金及び預金	17,125	買 掛 金	2,505
受取手形、売掛金	7,843	未 払 金	1,728
及び契約資産		短 期 借 入 金	2,351
営業投資有価証券	1,798	1年内返済予定の	
商品及び製品	2,021	長 期 借 入 金	2,076
未成業務支出金	606	1年内償還予定社債	10
そ の 他	3,378	リ ー ス 債 務	234
貸倒引当金	△427	未払法人税等	1,318
固 定 資 産	10,534	賞 与 引 当 金	642
有 形 固 定 資 産	1,825	株主優待引当金	40
建物及び構築物	1,216	契 約 負 債	1,625
機械装置及び運搬具	66	ポイント引当金	5
工具器具備品	1,026	そ の 他	1,726
リース資産	1,122	固 定 負 債	7,278
建設仮勘定	16	長 期 借 入 金	6,051
減価償却累計額	△1,622	社 債	25
無 形 固 定 資 産	4,160	リ ー ス 債 務	526
の れ ん	2,976	繰 延 税 金 負 債	516
ソフトウェア	998	退職給付に係る負債	33
そ の 他	185	そ の 他	124
投資その他の資産	4,548	負 債 合 計	21,544
投資有価証券	1,326	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	1,713	株 主 資 本	16,516
敷金及び保証金	714	資 本 金	3,038
そ の 他	1,996	利 益 剰 余 金	13,477
貸倒引当金	△1,202	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	423
資 産 合 計	42,881	その他有価証券評価差額金	40
		為替換算調整勘定	383
		新 株 予 約 権	145
		非 支 配 株 主 持 分	4,251
		純 資 産 合 計	21,337
		負 債 純 資 産 合 計	42,881

連結損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			59,254
売上原価			19,946
売上総利益			39,308
販売費及び一般管理費			31,279
営業利益			8,029
営業外収益			
受取利息及び配当金	13		
投資事業組合運用益	97		
持分法による投資利益	30		
その他の	58		200
営業外費用			
支払利息	150		
為替差損	138		
投資事業組合運用損	41		
貸倒引当金繰入額	196		
支払手数料	16		
その他の	30		574
経常利益			7,655
特別利益			
関係会社株式売却益	51		
新株予約権戻入益	1		53
特別損失			
固定資産売却損	3		
固定資産除却損	40		
投資有価証券評価損	110		
減損損失	264		419
税金等調整前当期純利益			7,290
法人税、住民税及び事業税	2,648		
法人税等調整額	△158		2,490
当期純利益			4,800
非支配株主に帰属する当期純利益			605
親会社株主に帰属する当期純利益			4,195

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

（次頁へ続く）

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月23日

株式会社ベクトル 監査役会

常勤監査役 森 和虎 印

社外監査役 玄 君先 印

社外監査役 柳沼 賢司 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開並びに財務内容等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき32円 総額1,500,942,048円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行を予定しております。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。また、現行定款第39条において、監査役の責任限定の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任限定が可能であることを明確にするため、監査役の責任限定に関する経過措置を附則として新設するものであります。

(2) その他

上記の各変更に伴い、文言の修正・削除、条文の新設及び条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 (削除)
第5条～第14条 (条文省略)	第5条～第14条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第15条 （招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。	第15条 （招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。
第16条～第18条 （条文省略）	第16条～第18条 （現行どおり）
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 （取締役の員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。 （新設）	第19条 （取締役の員数） 当会社の取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>は、10名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
第20条 （取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	第20条 （取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
第21条 （取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設）	第21条 （取締役の任期） 取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(新設) 第22条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第22条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>
(新設) 第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	<u>2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> 第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第24条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により<u>定め</u>る。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役の中から役付取締役若若干名を定めることができる。</u>	第24条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議により、必要に応じて取締役の中から役付取締役若若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
第25条 (条文省略) (新設) 第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第27条 (条文省略) 第28条 (取締役の報酬) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。 第29条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第25条 (現行どおり) <u>第26条 (重要な業務執行の委任)</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 第28条 (現行どおり) 第29条 (取締役の報酬) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u> 第30条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>第31条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第32条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	<u>第33条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>第34条 (監査等委員会の決議の方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
<u>第30条 (監査役の数)</u> <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u>	(削除)
<u>第31条 (監査役の選任)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>第32条 （監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、他の在任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
<u>第33条 （常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>第34条 （監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役を開催することができる。</u>	(削除)
<u>第35条 （監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>第36条 （監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)
<u>第37条 （監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>第38条 (監査役の報酬)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u>	(削除)
<u>第39条 (監査役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度に置いて、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除)
<u>第40条 (社外監査役との責任限定契約)</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任限定額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第6章 会計監査人 第41条～第42条（条文省略）	第6章 会計監査人 第35条～第36条（現行どおり）
(新設)	<u>第37条 (会計監査人の報酬)</u> <u>会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会が定める。</u>
第7章 計 算 第43条～第46条（条文省略）	第7章 計 算 第38条～第41条（現行どおり）
附 則 (新設)	附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、第33回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現行定款	変更案
	<u>2. 第33回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、任務を怠ったことにより監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更
の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案
において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、
第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件とし
て、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数		
1	にしえ 西江 肇司 (1968年9月14日)	1993年3月	当社設立、代表取締役	18,820,600 株		
		2011年1月	維酷公共関係諮問（上海）有限公司董事長			
		2012年6月	Vector Group International Limited Director（現任）			
		2014年3月	Vector Group Ltd. 代表			
		2014年5月	VECTOR GROUP COMPANY LIMITED代表（現任）			
		2020年5月	当社取締役会長			
		2021年3月	(株)ロングプレスオンラインスタジオ代表 取締役（現任）			
		2022年3月	当社代表取締役会長兼社長（現任）			
		【重要な兼職の状況】				
		・Vector Group International Limited Director ・VECTOR GROUP COMPANY LIMITED代表 ・(株)ロングプレスオンラインスタジオ代表取締役				
【取締役候補者とした理由】						
西江肇司氏は、当社の創業者であり、創業以来一貫してその類いまれなる先見性と実行力、強力なリーダーシップにより当社グループの成長を指揮してきました。その高い見識や豊富な実績や経験だけでなく、業界における高いプレゼンスや強力なネットワークを含め、当社グループのさらなる成長および企業価値の向上に活かしていただくため、引き続き取締役候補者といたしました。						

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
2	ごとう　　ようすけ 後藤　洋介 (1984年9月10日)	2007年4月	ソフトブレーン(株)入社	29,500 株
		2015年1月	(株) VOYAGE GROUP (現 (株) CARTA HOLDINGS) 入社	
		2019年6月	当社入社	
		2020年3月	(株)あしたのチーム取締役 (現任)	
		2020年5月	当社取締役	
		2021年5月	(株)100キャピタル代表取締役 (現任)	
		2022年3月	当社取締役CFO (現任)	
		2023年2月	(株)ビタブリッドジャパン監査役 (現任)	
【重要な兼職の状況】				
・(株)あしたのチーム取締役				
・(株)100キャピタル代表取締役				
・(株)ビタブリッドジャパン監査役				
【取締役候補者とした理由】				
後藤洋介氏は、2019年に当社に入社し、当社グループの管理体制の強化と財政状態の健全化を指揮し成果を上げました。また当社に入社する以前においても、経営管理部門における豊富な経験と実績を有しています。当社の経営管理部門の担当役員として、コーポレート・ガバナンスの強化を含む当社グループの健全な成長および企業価値の向上に大きく貢献することが見込まれることから、引き続き取締役候補者となりました。				
3	きりゅう 吉　柳　さおり (1975年6月15日)	1998年4月	当社入社	967,600 株
		2003年6月	当社取締役	
		2004年5月	(株)ベクトルコミュニケーション (現(株)プラチナム) 設立、代表取締役 (現任)	
		2022年3月	当社取締役副社長 (現任)	
【重要な兼職の状況】				
・(株)プラチナム代表取締役				
【取締役候補者とした理由】				
吉柳さおり氏は、1998年に当社に入社して以来、強力な実行力とリーダーシップを発揮し、当社グループが展開する戦略PRをはじめとするマーケティング分野のサービスの立ち上げからそれらが主要事業として確立するまでの成長プロセスにおいて一貫して重要な役割を担ってきました。業界における高いプレゼンスと幅広いネットワークにより、また当社グループのSDGs/ESGの取組みを主導する立場としても、当社グループのさらなる成長および企業価値の向上に大きく貢献することが見込まれることから、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	まつだ こうた 松田 公太 (1968年12月3日) 【社外取締役】	1990年4月 ㈱三和銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 1998年5月 タリーズコーヒージャパン㈱設立、代表取締役 2006年10月 P3&Co. ㈱（現ピースリーエンドコー ㈱）設立、代表取締役（現任） 2008年1月 タリーズコーヒーインターナショナル設立、ファウンダー クイズノス社 アジア環太平洋社長 2009年5月 Face+by Yamano Asia Pacific 設立、共同代表 EGGS' N THINGS INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD.（現EGGS' N THINGS HOLDINGS INTERNATIONAL PTE. LTD.）設立、Director（現任） 2010年7月 東京都選挙区より参議院議員に当選 2015年1月 日本を元気にする会を結党、代表 2018年5月 当社社外取締役（現任） 2019年2月 EGGS' N THINGS JAPAN HOLDINGS 合同会社（現クージュー㈱）設立、代表取締役（現任）	—
【重要な兼職の状況】 ・ピースリーエンドコー㈱代表取締役 ・クージュー㈱代表取締役 ・EGGS' N THINGS HOLDINGS INTERNATIONAL PTE. LTD. Director			
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 松田公太氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社の代表としてその発展と上場を指揮したほか、参議院議員および政党の代表として国政に携わるなど、幅広い分野における豊富な経験、知見を有しており、これらを当社の経営に活かすとともに、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の牽制機能が強化されることを期待したためであります。 松田公太氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
5	な か みちまさ 那珂 通雅 (1964年8月14日) 【社外取締役】	1989年4月 2004年12月 2008年6月 2009年10月 2009年12月 2010年12月 2011年3月 2014年7月 2014年9月 2014年10月 2014年11月 2015年7月 2016年7月 2017年6月 2018年12月 2019年3月 2020年5月 2021年5月 2022年10月	ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社(現シティグループ証券㈱)入社 日興シティグループ証券㈱(現シティグループ証券㈱)常務執行役員債券本部共同本部長 同社常務執行役員市場営業本部長 シティグループ証券㈱取締役 同社取締役副社長 ストームハーバー証券㈱設立、代表取締役社長 GLM㈱監査役 あすかアセットマネジメント㈱取締役 ㈱eWeLL取締役 ㈱アイスタイル取締役(現任) ストームハーバー証券㈱取締役会長 ㈱ジーニー取締役 プリベント少額短期保険㈱(現ミカタ少額短期保険㈱)取締役(現任) ボードウォーク・キャピタル㈱設立、代表取締役社長(現任) ㈱アクセラレーター設立、代表取締役社長(現任) ボードウォーク・トレーディング㈱取締役(現任) ㈱ビジョン取締役(現任) 当社社外取締役(現任) HOUYOU㈱(現寶結㈱)取締役(現任) HRクラウド㈱取締役(現任)	14,700 株
【重要な兼職の状況】 ・ボードウォーク・キャピタル㈱代表取締役社長 ・㈱ビジョン取締役 ・㈱アイスタイル取締役 ・HRクラウド㈱取締役				
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 那珂通雅氏は、金融ファイナンスの分野においてグローバルに活躍してきた経歴を有しております。自ら立ち上げたボードウォーク・キャピタル株式会社では、スタートアップ企業の支援においても実績を残しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のかかる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かすとともに、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の牽制機能が強化されることを期待したためであります。 那珂通雅氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
6	いのうえ まさとし 井上 正俊 (1979年1月31日) 【社外取締役】	2001年4月	(株)ライカ入社	—
		2004年4月	(株)レックスホールディングス入社	
		2005年9月	(株)夢真ホールディングス入社	
		2009年6月	サムシングホールディングス(株)入社	
		2013年6月	メディカル・ケア・サービス(株)入社	
		2015年6月	(株)オークファン入社	
		2019年10月	(株)オークファンインキュベート代表取締役	
		2024年7月	(株)スマートライフホールディングス取締役（現任）	
		2025年1月	(株)MARQ-I代表取締役（現任）	
【重要な兼職の状況】				
・(株)スマートライフホールディングス取締役 ・(株)MARQ-I代表取締役				
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】				
井上正俊氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他社における海外事業、投資事業及び経営企画など幅広い分野における豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かすとともに、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の牽制機能が強化されることを期待したためであります。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松田公太氏、那珂通雅氏及び井上正俊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松田公太氏及び那珂通雅氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、井上正俊氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求をうけることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、松田公太氏及び那珂通雅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、井上正俊氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたい
と存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発
生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
1	もり かずとら 森 和虎 (1945年9月14日)	1969年4月	㈱三友エージェンシー（現㈱ADKコ ミュニケーションズ）入社	—
		2004年7月	同社営業本部長	
		2016年5月	当社常勤監査役就任（現任）	
	【重要な兼職の状況】 ・該当ありません			
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 森和虎氏は、広告業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを 監査等委員である取締役として当社の監査に反映していただくことを期待して、選 任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
2	やぎぬま さとし 柳 沼 賢 司 (1967年 3 月 6 日)	1990年 4 月	国際証券㈱（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱）入社	—
		1995年 6 月	㈱メックス入社	
		1997年 5 月	㈱フォーバル入社	
		2000年 9 月	ソフトブレーン㈱入社	
		2005年 7 月	同社執行役員	
		2006年 9 月	シーア・インサイト・セキュリティ ㈱取締役	
		2008年 2 月	㈱リアリット取締役	
		2011年 1 月	㈱フィデック（現アクリーティブ㈱）入社	
		2012年 3 月	ソフトブレーン㈱常勤監査役	
		2020年 5 月	当社監査役就任（現任）	
		2024年 3 月	ソフトブレーン㈱取締役（監査等委員） （現任）	
		【重要な兼職の状況】		
・ソフトブレーン㈱取締役（監査等委員）				
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】				
柳沼賢司氏は、管理部門担当役員や常勤監査役としての豊富な経験を有しております。かかる知識・見識をもって当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行し、監査体制及びコーポレート・ガバナンス強化に貢献していただくことを期待して、選任をお願いするものであります。				
柳沼賢司氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての就任期間は、本総会の終結の時をもって 5 年となります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
3	の　せ　やすのぶ 野瀬　泰伸 (1958年4月15日) 【社外取締役】	1984年9月	大和証券㈱（現㈱大和証券グループ本社）入社	—
		1988年7月	トランスポートエージェンシーグループジャパン㈱入社	
		1990年1月	同社日本代表	
		1993年5月	ドイツ銀行東京支店入行	
		1997年8月	スイスユニオン銀行東京支店入行	
		1999年8月	リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店入社	
		2005年1月	同社マネージング・ディレクター兼グローバルストラクチャードファイナンス日本統括責任者	
		2005年10月	フィンテックグローバル㈱投資銀行本部長	
		2005年12月	同社取締役投資銀行本部長	
		2007年4月	同社取締役経営戦略本部長	
		2008年4月	同社取締役副社長経営戦略本部長兼経営企画部長	
		2009年4月	同社取締役副社長	
		2016年1月	㈱グラックス・アンド・アソシエイツ顧問（現任）	
2020年5月	当社社外取締役（現任）			
2020年8月	メディアリー・ジャパン㈱代表取締役			
【重要な兼職の状況】 ・㈱グラックス・アンド・アソシエイツ顧問				
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 野瀬泰伸氏は、金融ファイナンスの分野においてグローバルに活躍してきた経歴、フィンテックグローバル㈱において上場企業の取締役副社長としての経験を有しております。かかる知識・見識をもって当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行し、監査体制及びコーポレート・ガバナンス強化に貢献していただくことを期待して、選任をお願いするものであります。 野瀬泰伸氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柳沼賢司氏及び野瀬泰伸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社と柳沼賢司氏及び野瀬泰伸氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、柳沼賢司氏及び野瀬泰伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこ
とになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願い
いたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発
生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
おおわき やすゆき 大脇 靖元 (1975年 8 月 2 日)	1999年11月	(株)バガボンド入社	52,300株
	2001年10月	(株)ストラテジック・シナリオ入社	
	2005年 9 月	(株)ビギ入社	
	2008年 3 月	当社入社	
	2013年10月	(株)IR BANK(現(株)IRRobotics)監査役	
	2014年 4 月	(株)ビタブリッドジャパン監査役	
	2014年10月	(株)ニューステクノロジー監査役	
	2020年 3 月	Performance Technologies(株)取締役	
	2023年 6 月	(株)Japan entry取締役 (現任)	
【重要な兼職の状況】 (株)Japan entry取締役			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保
険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の
追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契
約によって填補することとしております。候補者が監査等委員である取締
役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保
険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2022年5月26日開催の第30回定時株主総会に
おいて、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は
含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設
置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員
である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、上記
金額と同額の年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、
当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない
ものといたします。

なお、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容についての決
定に関する方針の概要につきましては、事業報告に記載のとおりですが、
本議案をご承認いただいた場合には、その対象を「取締役」としている部
分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行
うことを予定しており、実質的な変更はありません。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、相当であると判
断しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）であり、本議案に係る取締
役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号
議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役3名）とな
ります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の
効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と
させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員
の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当で
あるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号
議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の
効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬枠設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2022年5月26日開催の第30回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただいております。今般、監査等委員会設置会社への移行にともない、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、下記のとおり、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下「本RS」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行にともなってお承認をお願いするものであり、実質的な内容は2022年5月26日開催の第30回定時株主総会においてご承認をいただきました内容と同一となります。対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるべきことは、監査等委員会設置会社への移行後も変わらないことから、引き続き、かかる目的で本RSを運用することにしたいと存じます。

本RSは、対象取締役の職務と責任に加えて、当社の事業規模、報酬水準及び今後の動向等を勘案したものであります。また、当社の定める「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容の概要は事業報告に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、当該方針につき、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。しかるころ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

記

本RSの概要及び本RS付与のための報酬枠

(1) 本RSの概要

当社は、対象取締役に対し、毎年一定の時期に、当該事業年度にかかる職務執行の対価として当社普通株式を交付します。各対象取締役に対して交付する株式数は、前年の当社グループの連結業績目標の達成状況及び当該業績への各対象取締役の貢献度合いを総合的に評価の上決定します。

当社普通株式の交付に当たっては、当社は対象取締役との間で、割当日後原則として3年を経過するまでは当該株式の譲渡その他の処分を行わない旨、その他後記(3)に記載する事項を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(2) 本RS付与のための報酬枠

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、本RS付与のための報酬として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社普通株式の割当てを受けるものとします。

対象取締役に割り当てられる当社の普通株式の総数は年24万株以内、当社普通株式の割当てを受けるために支給される金銭報酬債権は年10億円以内とします。なお、対象取締役に交付される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

当社普通株式の株式分割、株式併合、株式無償割当て等が行われた場合には、対象取締役に交付される当社普通株式の上限数を分割等の比率に応じて合理的に調整することができるものとします。

(3) 割当契約の内容の概要

当社普通株式の交付に当たり、当社が対象取締役との間で締結する本割当契約は、次の事項を含むものとします。

① 譲渡制限

対象取締役は、原則として割当日後3年を経過するまでの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、当該時点において譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の満了まで継続して当社又は当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了する日の翌日をもって本株式につき譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により上記各該当日以前に上記②に定める地位を喪失したときは、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 譲渡制限期間の満了による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

⑤ 組織再編時の取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限の解除直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂四丁目15番1号
赤坂ガーデンシティ18階 当社スタジオ
電話 (03) 5572-6080 (代表)



交通：地下鉄東京メトロ丸ノ内線・銀座線

「赤坂見附（出口A）」駅下車 徒歩約10分

地下鉄東京メトロ半蔵門線・銀座線、都営地下鉄大江戸線

「青山一丁目（出口4）」駅下車 徒歩約10分

お願い：誠に申し訳ございませんが、当会場には駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。